

補助金交付申請書（記載例）

各団体で文書番号を採番していない場合は、記載不要

第 号

令和 7 年 4 月 8 日

兵庫県阪神北県民局長 様

申請書提出年月日

住 所 宝塚市旭町 2 - 4 - 1 5

団 体 名 たからづか街並み活性化実行委員会

代表者役職名・氏名

代表者名 委員長 宝塚 一郎

電 話 (0797)83-3137

電子メール hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

令和 7 年度において、阪神北☆夢づくり応援事業を下記のとおり実施したいので、補助金
180,000円を交付願いたく補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 万円単位

記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着手年月日 令和 7 年 7 月 1 日 ※交付申請書が確実に当県民局に到着する
と思われる日以降にしてください。

事業の完了年月日 令和 7 年 12 月 31 日

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体概要書

(4) 誓約書

(5) 事前着手届 ※令和 7 年 4 月～令和 7 年 6 月の間に事業を着手する場合に提出してください。

(6) 団体の規則・会則等、会員名簿

(1)～(6)のほか、県に振込先口座が未登録の場合または登録
内容を変更する場合は債権者登録書も提出してください。

団 体 名	たからづか街並み活性化実行委員会		
申請事業枠 (番号に○)	① 一般事業枠 2 万博・アフター万博枠		
活 動 地 域 (番号に○)	1 複数市町（対象市町： ） ② （宝塚）市・町（ ）地域・地区 3 その他（ ）域		
当事業の過去の採択状況 (採択年度に○)	2011 年度以降採択事業 （採択年度：2011・2012・2013・2014・2015・2016・2017・2018 2019・2020・2021・2022・2023・2024）		
事業の継続等の状況 (番号に○)	① 新規事業 初めて実施する取組 2 従前からの地道な活動に工夫を加えた取組 （事業開始年度：西暦 年度） 3 中断していた活動を復活する取組 （中断前の活動歴：西暦 年度～ 年度）		
S D G s <u>※別紙１参照</u> <u>（複数選択可）</u> <u>※必ず記載してください。</u>	目標番号	具体的内容	アピール
	17	自治会・NPO・大学等、多岐にわたる団体と協働し、地域の活性化を目指す。	多様な団体の技術、専門知識、ノウハウを集約し、事業効果の向上を図る。
阪神地域ビジョン2050 <u>※別紙２参照</u> <u>（複数選択可）</u> <u>※必ず記載してください。</u>	シナリオ	具体的内容	アピール
	17	多様な人が集う祭を通じて、多世代交流が生まれ、まちに活力が戻ることを目指す。	大学生が事業主体であるため、SNS等の活用により若者を呼び込み、さらなるにぎわいの創出を図る。
事業の目的・趣旨	市内にある〇〇地区の旧宿場町沿いの街並みは、以前のにぎわいが薄れ、閑散とした状況となっている。 また、一方で、地元の大学生などを中心に、地域での活躍の場を求めている若者が多くいるにもかかわらず、活動に移せていない状況がある。 そこで、そのような大学生などの若者と一緒に、同街並みのにぎわいを取り戻す事業を行い、若者に地域の良さを再認識してもらったとともに、事業のノウハウを次世代に伝えていくことにより、地域の担い手を育成していく。 事業を実施し、どのような地域を目指すのかをわかりやすく記載してください。（箇条書き可）		
事業内容	・運営組織の結成 自治会、NPO、商工会議所などに加え、大学生が中心となる実行委員会を組織し、学生達を主体として事業運営を行う。 ・「たからづか〇〇地区宿場町祭」の開催 開催日時：令和７年１１月２０日（木）１０：００～１７：００ 開催場所：地元大学及び宝塚市〇〇地区旧宿場町 内 容：近隣の地元大学の大学祭で、歴史学者等による同宿場町に関する講演会やＰＲイベントを行うとともに、ボランティアガイドによる同宿場町の案内も行う。 参 加 者：〇〇、〇〇、〇〇など延べ１，５００名 ※万博・アフター万博枠にて申請いただく場合は、進めをどのように図るか具体的に記載してください。事業内容は主要なものを簡潔に記入。（協働相手との内容、特徴、目的等）		

	年・月・日	事業概要	参加予定人数（人）	
			スタッフ	一般参加者
スケジュール	7・7・2	執行部打合せ：実行委員会に向けての協議	10	
	7・10	大学との打合せ（1回目）	3	
	7・14	NPOとの打合せ	3	
	7・15	自治会との打合せ	3	
	7・20	商工会との打合せ	3	
	7・23	大学との打合せ（2回目）	5	
	8・20	市への協力依頼	3	
	8・31	第1回実行委員会：開催概要、開催体制の協議	12	
	9・3	第2回実行委員会：イベント内容の協議	12	
	9・10	執行部打合せ：ボランティアガイド募集準備	5	
	9・14	ボランティアガイド募集	3	
	9・20	執行部打合せ：役割分担の協議・確認	5	
	9・30	第3回実行委員会：イベント内容の詳細協議	12	
		プロジェクト会議：ボランティアガイドも参加しての全体協議	15	
	10・10	執行部打合せ：開催当日の手順確認	5	
	10・15	ボランティアガイド準備会合：当日の配置、業務内容確認	15	
	10・25	第4回実行委員会：当日の開催体制の確認	12	
	11・10	会場設営等の開催準備	15	
	(11・20)	(大学祭開催)		
	11・20	「たからづか〇〇地区宿場町祭」開催 大学祭での講演会・イベント開催・宿場町ガイド	30	500
	11・30	第5回実行委員会：開催結果報告、反省会	12	
	12・27	執行部打合せ：実績報告書作成	3	
期待される事業効果	企画立案から大学生が参画することにより、多世代間交流による地域の活性化につながり、若者が地域の良さや問題点を知り、自分たちで地域を活性化していなくてはならないという動機付けになる。			
事業継続、団体の自立・活性化に向けた計画や実施手法	今後、参加者へアンケートを実施し、参加費の妥当性について検討したうえで事業費に見合う参加費収入を徴収する。 また、補助金を活用し事業実績を積むことで、スポンサー企業や共同実施企業など事業継続に向けたパートナーを見つける。			
活動の特徴・創意工夫点などアピールしたいポイント	旧宿場町沿いを活用し、地域の自治会、NPO、商工会議所などと協働して、大学生が主体となって事業を実施することで、事業に参画した大学生が、大人達と一緒にやって行った事業のノウハウを身につけ、次世代へとつなげていくことにより、地域の活性化を図ることができる。 また、大学生の持つSNS等のネットワークを活かし、多くの若者へ広く地域の良さを発信することができる。 ※地域資源の活用、他団体との協働、情報発信等での独創的な手法など実施に当たって創意工夫したこと等で特にアピールしたいことを記載してください。			

収 支 予 算 書 （ 記 載 例 ）

※記入上の注意事項をよく確認して記入してください。

交付申請書及び事業計画書
記載内容と一致。

1 事業実施期間 令和7年7月1日 ~ 令和7年12月31日

2 収入の部

(金額の記入単位：円)

科目		金額（円）	内訳
補助金	阪神北☆夢づくり応援事業	180,000	注：1万円単位（補助金申請金額と同額）
自己 資金等	団体財源(会費等)	46,000	
	一般からの参加費収入		
	他の助成金・補助金		助成金・補助金の名称：..... 提供団体：.....
	その他（協賛金・寄付収入）	20,000	10,000円×2社
収入合計		246,000	←支出合計と同額

3 支出の部

各科目の予算額と積算内訳が一致するように記入願います。
(内訳は主な項目ごとにまとめて記載可)

（内訳は主な項目ごとにまとめて記載可）

科目		金額（円）	積算内訳（円）
補助対象経費	①謝金	60,000	講演会講師謝金 30,000円×2人
	②旅費	4,800	講演会講師旅費 1,800円×1人＝1,800円 3,000円×1人＝3,000円
	③広報宣伝費	80,000	ポスター @50円×1,000枚＝50,000円 ちらし @30円×1,000枚＝30,000円
	④需用費	11,000	A4用紙（500枚/冊）@500円×2冊＝1,000円 コピー代 @10円×500枚＝5,000円 インク代 5,000円
	⑤役務費	30,200	郵券代 @110円×220通＝24,200円 イベント保険 6,000円
	⑥使用料	15,000	会場使用料 5,000円 音響機器レンタル料 10,000円
	⑦委託費	0	
	⑧その他	0	
	小計 [A]	201,000	←阪神北☆夢づくり応援事業補助金と同額以上
補助対象外経費	会議茶菓子代	30,000	実行委員会茶菓代 @500円×12人×5回
	スタッフ弁当代	15,000	スタッフ弁当代 @500円×30個
	小計 [B]	45,000	
支出合計 [A+B]		246,000	←収入合計と同額

団 体 概 要 書（記載例）

（ふりがな） 団 体 名	まちなみかっせいかじっこういいんかい たからづか街並み活性化実行委員会	構成員 人 数	10人
（ふりがな） 代表者職・氏名	いいんちょう たからづか いちろう 委員長 宝塚 一郎		
所 在 地 （連絡先）	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 電話 0797-83-3137 FAX 0797-86-4379		
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/n_hanshin/		
電子メール	hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp		
設立年月日及び 設立目的	設立年月日	西暦 2018年7月1日	
	（設立目的） 昔ながらの宿場街道を残す〇〇地区を多くの方に知ってもらい、次代に伝えていくために設立。 また、地域の若者に参画していただき、若者に地域の良さや地域づくり活動の大切さを伝えることにより、若者の視点による地域づくりを目指す。		
活動分野 複数〇印可 主たる活動に◎印	1. 保健・医療・福祉 2. 社会教育 ③ まちづくり ④ 芸術文化・歴史 5. 環境保全 6. 災害救援・防災 7. 地域安全・防犯 8. 人権擁護 9. 国際協力 10. 男女共同参画社会の形成 11. 子どもの健全育成 12. 情報化社会の発展 13. 科学技術の振興 14. 経済活動の活性化 15. 職業能力の開発・雇用機会の拡充 16. 消費者の保護 17. スポーツ 18. NPO 活動等への助言・援助 19. その他（ ）		
活動実績	※これまでの活動実績を簡潔に記載してください 毎月1回、市民を対象とした旧宿場町についての講座及び徒歩による見学会を実施している。 また、ホームページやInstagramで同宿場町のPRを実施。		
申請書について の問い合わせ先 責任者氏名等 ※平日の昼間連絡の 可能なところ	（ふりがな） たからづか まこと 氏 名 宝塚 真琴 住 所 〒665-〇〇〇〇 宝塚市〇〇町1-1 電話 0797-〇〇-〇〇〇〇 FAX 0797-〇〇-〇〇〇〇 電子メール makoto2021@..... ←文書を送付できるアドレスを記載ください。		

※ この様式のほか、団体の規則・会則等及び会員名簿を添付してください。

誓 約 書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

- 1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - （1）条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - （2）暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
 - （3）間接補助事業を行う場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記（1）又は（2）に該当する者をその受託者とししないこと。
 - （4）県民局長が、上記（1）又は（2）を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

- 2 補助金申請時の留意事項について
 - （1）阪神北県民局地域躍動推進費補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 県民局長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- （2）補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4）偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- （5）暴力団等であるとき。

2 県民局長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

3 県民局長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他県民局長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の県民局長が必要と認める場合に行うものとする。

- （2）地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

令和 7 年 4 月 8 日

兵庫県阪神北県民局長 様

住 所 宝塚市旭町2-4-15
団 体 名 たからづか街並み活性化実行委員会
代表者名 委員長 宝塚 一郎
電 話 (0797)83-3137
電子メール hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

4月から6月までの間に事業に着手する場合に提出してください。

事前着手届（記載例）

令和〇年〇月〇日

兵庫県阪神北県民局長 様

申請書提出年月日

申請者(所在地)〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇-〇-〇〇

団体名 ○○○○○○○○○○○○

代表者役職名 ○○○

氏 名 ○○ ○○

電話 (〇〇〇〇) -〇〇-〇〇〇〇

電子メール ○○○○@○○○○

令和7年度において、阪神北☆夢づくり応援事業補助金の交付申請をしている別添の事業について、下記のとおり交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 申請事業の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

- ## 2 事前着手の理由

事業計画書に記載の名称と一致

(例)

令和〇年〇月〇日のイベント開催に係る企画会議の開催や関係機関との調整などの事前準備が必要なため。

- 3 着手(予定)年月日

令和〇年〇月〇日 ※交付申請書が確実に当県民局に到着すると思われる日以降にして
 ください。

補助金交付申請書に記載の着手予定年月日と一致

この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出してください。

債権者登録書

改正日：令和3年1月1日

☒ 新規 ☐ 変更	※1 変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 ☐ 住所の変更 ☐ 氏名・法人名の変更 ☐ 電話番号（代表）の変更 ☐ 振込先の変更 ☐ その他（ ） ※2 変更の場合でも、変更しない項目も含めて以降の欄は全て記載してください。			
(フリガナ) 住所（所在地）	タカラヅカシアサヒマチ 宝塚市旭町 2-4-15			
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名	マチナミカッセイカジツコウイインカイ たからづか街並み活性化実行委員会			
郵便番号	665-8567	電話番号（代表）	0797-83-3137	
経理担当者氏名	経理 太郎 （連絡先電話番号： 0797-83-3137 ）			
記入者氏名	宝塚 一郎 （連絡先電話番号： 0797-83-3137 ） （電子メール： hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp ）			
支払方法 [該当を○で囲む]	② 口座振替払(口座振込) ・ 3 隔地払(送金通知書) ・ 4 隔地払(振替払出証書)			
(フリガナ) 金融機関名 (払渡店)	〇〇〇〇 〇〇〇〇	銀行 (金庫)	〇〇〇〇 支店	
預金種別 [該当を○で囲む]	① 普通・総合 2 当座 4 貯蓄 9 その他（ ）		支払方法が「2又は3」の場合記入 [注意事項5] 支払方法が「2」の場合記入	
金融機関・支店番号	〇〇〇〇	口座番号		〇〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ) 口座名義人	イインチョウ タカラヅカ イチロウ 委員長 宝塚 一郎			
公共工事等の前金払を受ける場合は下記に専用口座を記入				
(フリガナ) 別口普通預金口座	代表者と異なる名義人（例：たからづか街並み活性化実行委員会 会計 経理 太郎）の場合などは、別途、委任状が必要です。		支店	
金融機関・支店番号				
(フリガナ) 口座名義人			前払金専用口座登録時の注意（兵庫県機関向け）・・・債権者コードの末尾（11桁目）に「A（大文字、半角）」、（複数口座があるときはB,C～とする）。氏名（漢字）の前に「(前金)」を入力	
上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。 令和7年4月8日 兵庫県あて 住 所（所在地） 宝塚市旭町 2-4-15 氏名又は法人名等 たからづか街並み活性化実行委員会 代表者の職氏名 委員長 宝塚 一郎				
「代表者の職氏名」欄に押印のない場合は本人確認書類の写しが必要です。 ※押印のある場合は提出不要です。				
※1 登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。詳細は下記注意事項6を参照。 ※2 本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。 【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等 【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等				

(注意事項)

- 1 この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 2 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が4年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。
- 3 原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、必ず変更の登録書を提出してください。ただし、法人の代表者名のみが変更になった場合は提出不要です。また、経理担当者又は記入者の氏名又は連絡先のみが変更になった場合も、提出不要です。

金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となりますので注意してください。

- 5 支払方法が「3 隔地払（送金通知書）」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取（払渡）となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入（支店名は不要）してください。
- 6 この債権者登録書の提出とともに、登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです（いずれか一つ）。

【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等

【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証 等の公的書類（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）

本人確認書類の写しを添付しない場合は、「代表者の職氏名」の後ろに押印してください。法人等を債権者登録する場合は代表者印を、個人を債権者登録する場合は個人印を押印してください。なお、その印鑑は、金融機関届出印である必要はありません。